

議事要旨(2) 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」の改正(案)について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、平成19年3月に公表された「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」では必ずしも明らかではないという指摘がある四半期連結財務諸表における取扱いについて記述を加えることとしたこと、及び今回の改正は現行の解釈の確認であることから、公開草案の経路を経ずに今回の企業会計基準委員会での議決をお願いしたい旨の説明がなされた。引き続き秋葉主席研究員より、当該改正適用指針案の概要説明がなされた。

- ・ 四半期財務諸表に関する会計基準で定める「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」として、適用指針第3項が定める連結財務諸表の注記事項について、前年度末の記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められる場合には、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等の各区分に応じて、該当する事項の記載を求めることとした。
- ・ 改正された適用指針は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度(当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間又は四半期連結会計期間を含む。)から適用することを予定している。
- ・ 連結財務諸表を作成していないが、個別財務諸表において開示対象特別目的会社に係る注記を行う場合にも、平成20年4月1日以後開始する事業年度(当該事業年度を構成する中間会計期間又は四半期会計期間を含む。)から適用する。

委員からの質問とその対応等は、以下のとおりである。

- ・ 第13項(四半期連結財務諸表に関する注記事項)を今回新たに追加したことによって四半期の開示は従来よりも簡素化されるのかとの質問があり、事務局からは、前年度末の記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められる場合に該当する事項を区分に応じて記載することとしているため、簡素化されていると考えている旨が回答された。
- ・ 当該開示が非常に詳細であるという印象を与える恐れがあることから、概要の簡単な開示であるという趣旨を何らかの形で示しておいたほうがよいのではないかとコメントがあり、これに対して事務局からは、解説等においてその趣旨を示す方向で検討したいと回答された。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任する前提で、出席者全員の賛成により、本改正適用指針の公表が承認された。

以上